

## 小規模な 飲食店 に消火器の設置が義務づけになりました！！

### Q 1. どうなるの？

A 1. 平成28年12月に発生した、糸魚川市大規模火災の事例等から、飲食店等について消火器を設置しなければならない範囲が拡大されました。

### Q 2. どこまで拡大したの？

A 2. これまで、設置義務がなかった小規模特定飲食店等にも消火器を設置しなければなりません。

**延べ面積が150㎡未満の飲食店等**のうち

火を使用する設備又は器具を設けたもの  
(ガスコンロなどの厨房設備)

※ただし、防火上有効な措置が講じられたものは除かれます。

・茶屋・料亭・割烹  
・喫茶店・スナック  
・食堂・そば屋・すし屋  
・ビアホール・レストラン など

### Q 3. 防火上有効な措置って？ A 3. 次の装置等が付いた設備又は器具です。

- 「調理油過熱防止装置」  
(鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置)
- 「自動消火装置」  
(火災を自動的に感知し消火薬剤を放出して火を消す装置)
- 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」  
(加熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止し火を消す装置である圧力感知安全装置等)

※ **立ち消え防止安全装置は含みません**

☆ 家庭用ガスコンロで、次のいずれかの機能付きのものは「防火上有効な措置」が講じられたものとされます。詳しくは取扱説明書等をご確認下さい。

- 「グリル過熱防止機能」  
(グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能)
- 「グリル消し忘れ機能」  
(グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能)
- 「炎あふれ防止機能」  
(グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能)

### Q 4. いつから？ A 4. 平成31年(2019年) 10月1日からです。

なお、今回の改正により設置された消火器は、消防法令に基づき「**6カ月ごとの点検**」と「**1年に1回の消防署への報告**」が必要になります。

◎ 自ら行う消火器の点検報告

(リンク先：総務省消防庁パンフレット：(消火器点検 アプリ含む))

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_8\\_h29/pdf/shoukaki\\_pamphlet.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/shoukaki_pamphlet.pdf)

**総務省消防庁からの関係する通知はこちらです！**



[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300328\\_yo246.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300328_yo246.pdf)

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300328\\_yo247.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300328_yo247.pdf)

「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300328\\_yo250.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300328_yo250.pdf)

「小規模な飲食店等における消火器の点検報告の推進について」